

北海道告示第10801号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年6月7日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その16)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 輸出対応施設等整備事業</p> <p>農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、政府機関が定める輸入条件、認証、輸出先のニーズに対応した食品製造事業者等が行う製造、加工、流通体制等の整備に要する経費を支援する。</p>								
<p>(1)食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業</p>	<p>食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者 (法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む)</p> <p>○法人 ○地方公共団体 ○上記のほか、本事業の実施者として、北海道が適当と認める者</p>	<p>補助対象者が農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施設等整備事業 本事業の実施に必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先国の規制に対応するために必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）に係る経費 なお、見学通路等についても、輸出先国のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付対象とする。ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分（別記1のとおり）を交付対象とする。 また、原則として別記2に該当する経費は除く。</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、1事業申請当たり、3億円を上限、500万円を下限とし、申請額については、千円単位で計上することとする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合又は事業の内容が建設工事である場合を除く。） 農政第217号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第217号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部長の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	

		<p>(2) 効果促進事業 輸出向けHACCP認定・認証取得等のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸出向けHACCP認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、(1)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費。ただし、(1)の交付対象事業費の20%以内とし、原則として別記2及び別記4に該当する経費は除く。</p>						
<p>(2) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業</p>	<p>食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者 (法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む)</p> <p>○法人 ○地方公共団体 ○上記のほか、本事業の実施者として、北海道が適当と認める者</p>	<p>補助対象者が6次産業化市場規模拡大対策整備交付金（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業）を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施設等整備事業 本事業の実施に必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸入条件や輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）に係る経費 なお、見学通路等についても、輸出先国のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付対象とする。ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分（別記1のとおり）を交付対象とする。 また、原則として別記3に該当する経費は除く。</p> <p>(2) 効果促進事業 輸入条件への対応や輸出向けHACCP等の認定・認証取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸出向けHACCP等の認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、(1)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費。ただし、(1)の交付対象事業費の20%以内とし、原則として別記3及び別記4に該当する経費は除く。</p>	<p>2分の1以内（別記5に該当する場合） 10分の3以内（別記6に該当する場合）</p> <p>ただし、1事業申請当たり、5億円を上限、250万円を下限とし、申請額については、千円単位で計上することとする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合又は事業の内容が建設工事である場合を除く。） 農政第217号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第217号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	

<p>2 北海道農地中間管理機構事業</p> <p>担い手へ農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>						<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 農政部農業経営局農業経営課</p>		
<p>(1)北海道農地中間管理機構事業</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構</p>	<p>農地中間管理機構が北海道農地中間管理機構事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)借受農地管理等事業 借り受けた農用地等に要する経費 ア 賃料 イ 保安全管理経費 ウ 研修用の農業用ハウスの資材費 設置費</p> <p>(2)農地中間管理機構運営事業 機構の運営に必要な経費 ア 謝金 イ 旅費 ウ 事務等経費 エ 備品費 オ 委託費 カ 公課費 キ 測量費 ク 予納金 ケ その他の経費</p>	<p>定額 ただし、新規就農者の研修に供する目的及び新規就農者に転貸する目的で借り受けた農用地等の賃料は9.5/10以内（当該農用地等に遊休農地又は所有者不明農地を含む場合は除く）、その他の農用地等の賃料及び保安全管理経費は8/10以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第173号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第173号様式</p>			
<p>(2)遊休農地解消緊急対策事業</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構</p>	<p>農地中間管理機構が遊休農地解消緊急対策事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>定額 ただし、上限単価を10アール当たり43千円とする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第218号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第218号様式</p>			
<p>3 機構集積協力金交付事業 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が機構集積協力金交付事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第170号様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第170号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>4 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業 地域の農業者等の話合いに基づき、農地の集約化に重点をおいた地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿等を明確化した計画の作成に向けた、市町村の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業を行う場合における当該事業に要する次の経費 (1)謝金 (2)旅費 (3)事務等経費 (4)人件費 (5)委託費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第219号様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第219号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	